

都市機能立地支援事業費補助交付要綱

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>第2 補助対象 補助金の交付の対象は、都市全体の公的不動産の活用方針を記載した立地適正化計画に誘導施設として位置付けられた、事業主体が行う次の施設の整備に係る事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 中心拠点誘導施設</li><li>二 連携生活拠点誘導施設</li><li>三 生活拠点誘導施設</li><li>四 高齢者交流拠点誘導施設</li></ul> <p>ただし、一については同種の施設が当該市町村の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 補助対象 補助金の交付の対象は、都市全体の公的不動産の活用方針を記載した立地適正化計画に誘導施設として位置付けられた、事業主体が行う次の施設の整備に係る事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 中心拠点誘導施設 (体育施設を除く)</li><li>二 連携生活拠点誘導施設</li><li>三 生活拠点誘導施設</li><li>四 高齢者交流拠点誘導施設</li></ul> <p>ただし、一については同種の施設が当該市町村の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。</p> <p>(略)</p>